



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 2 日 (金)
第 8 8 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定の解除予定 (720) (森林づくり推進課)	2
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課)	2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課)	2
	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局)	3

告 示

鳥取県告示第720号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709の238
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成28年12月2日から平成29年2月2日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成29年2月2日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー 代表取締役 飯塚 正
鳥根県益田市下本郷町206-5
- 2 大規模店舗の名称
（仮称）ジュンテンドー北栄店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
東伯郡北栄町西園366-1 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
3,416平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成29年4月10日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県中部総合事務所地域振興局中部振興課（倉吉市東巖城町2）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目 220）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月2日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所 在 地	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在 地	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森 林 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積		
中部砂利生産 協同組合 理事長 伊藤 孝一	東伯郡三 朝町大字 福本 463 - 3	東伯郡 三朝町 大字福 本、福山 地内	真砂土 の採取	17.7406 ヘ クター	17.7406 ヘ クター	10.2516 ヘ クター	平成28年 11月20日 から平成 33年11月 19日まで	平成 28 年 11 月 17日